

議案第 87 号

墨田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例

墨田区立学校施設使用条例（平成 13 年墨田区条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区 分	使用料							
	午 前	午後 1	午後 2	午後 3	午後 4	夜間 1	夜間 2	
	午前 9 時から 正午まで	正午から午後 3 時まで	午後 3 時から 午後 6 時まで	午後 4 時から 午後 6 時まで	午後 5 時から 午後 7 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	午後 7 時から 午後 9 時まで	
屋内運動場	990円	990円	990円	660円	850円	1,560円	1,040円	
教室（1 教 室につき）	240円	240円	240円	160円	250円	510円	340円	
校庭	600円	600円	600円	400円	540円	1,020円	680円	
集会 施設	大	3,060円	3,060円	3,060円	2,040円	2,180円	3,480円	2,320円
	小	600円	600円	600円	400円	430円	690円	460円
柔道場	1,320円	1,320円	1,320円	880円	1,000円	1,680円	1,120円	
剣道場	1,320円	1,320円	1,320円	880円	1,000円	1,680円	1,120円	

備考

- 1 集会施設とは、墨田区立寺島中学校に設置されているものをいう。
- 2 教育委員会が特に必要と認めた施設については、午後 9 時から午後 10 時までを使用承認時間とすることができる。この場合の使用料の額は、「夜間 2」の使用料の額の 5 割相当額とする。
- 3 区内に住所を有する者その他の規則で定める者以外の者が使用する場合の使用料の額は、この表に定める額（備考 2 の規定による額を含む。）に当該額の

5割相当額を加えた額とする。

付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に使用承認を受けているものに係る使用料については、
なお従前の例による。

(提案理由)

区民ニーズの高い放課後等の時間帯について、より効率的な学校施設の貸出しを行うため、学校施設の貸出区分を細分化し、新たな貸出区分を設ける必要がある。